

未定稿

臨時・非常勤職員に関する調査結果について
(全地方公共団体分・暫定版)

平成 20 年 4 月 1 日現在

※臨時・非常勤職員の職種や勤務形態は多様であり、本調査結果についてはある程度の幅をもって考えられるべきことに留意が必要。

1-1 地方公共団体の臨時・非常勤職員数(職種別・団体区分別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日				
	都道府県	政令指定都市	市町村等	合計	構成比(%)
一般事務職員	26,167	11,202	82,441	119,810	24.0
技術職員	2,759	894	3,735	7,388	1.5
医師	3,420	1,245	4,670	9,335	1.9
医療技術員	1,945	798	5,894	8,637	1.7
看護師等	4,468	1,340	17,669	23,477	4.7
保育士等	1,755	5,950	81,858	89,563	17.9
給食調理員	1,793	2,811	32,701	37,305	7.5
技能労務職員	8,935	5,448	39,635	54,018	10.8
教員・講師	32,430	3,459	21,438	57,327	11.5
その他	19,578	8,385	64,479	92,442	18.5
合 計	103,250	41,532	354,520	499,302	100.0

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県、政令市、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団)の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表「職種の分類」とおりです。

1-2 地方公共団体の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位：人)

職 種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	
一般事務職員	119,810	100.0	23,008	96,802	46,122	38.5	14,546	31,576	25,112	21.0	3,661	21,451	48,576	40.5	4,801	43,775	27,215
技術職員	7,388	100.0	4,517	2,871	4,373	59.2	3,112	1,261	1,240	16.8	643	597	1,775	24.0	762	1,013	1,194
医師	9,335	100.0	6,842	2,493	6,894	73.9	5,085	1,809	1,169	12.5	841	328	1,272	13.6	916	356	935
医療技術員	8,637	100.0	970	7,667	3,964	45.9	559	3,405	1,593	18.4	152	1,441	3,080	35.7	259	2,821	1,727
看護師等	23,477	100.0	507	22,970	6,640	28.3	178	6,462	5,935	25.3	71	5,864	10,902	46.4	258	10,644	5,870
保育士等	89,563	100.0	3,808	85,755	19,307	21.6	1,118	18,189	20,046	22.4	700	19,346	50,210	56.1	1,990	48,220	27,140
給食調理員	37,305	100.0	865	36,440	8,299	22.2	259	8,040	11,525	30.9	192	11,333	17,481	46.9	414	17,067	8,049
技能労務職員	54,018	100.0	31,617	22,401	20,863	38.6	14,893	5,970	12,627	23.4	6,630	5,997	20,528	38.0	10,094	10,434	11,403
教員・講師	57,327	100.0	17,968	39,359	22,589	39.4	7,537	15,052	5,480	9.6	1,101	4,379	29,258	51.0	9,330	19,928	22,257
その他	92,442	100.0	38,889	53,553	62,216	67.3	30,295	31,921	14,929	16.1	4,879	10,050	15,297	16.5	3,715	11,582	4,992
合 計	499,302	100.0	128,991	370,311	201,267	40.3	77,582	123,685	99,656	20.0	18,870	80,786	198,379	39.7	32,539	165,840	110,782

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

(別表) 職種の分類

分 類	業 務 内 容 例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士 等
看護師等	保健師、看護師、助産師 等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員、学校調理員 等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手 等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

未定稿

臨時・非常勤職員に関する調査結果について
(都道府県分・暫定版)

平成20年4月1日現在

1-1 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	26,167	25.3	5,787	20,380
技術職員	2,759	2.7	1,543	1,216
医師	3,420	3.3	2,383	1,037
医療技術員	1,945	1.9	322	1,623
看護師等	4,468	4.3	206	4,262
保育士等	1,755	1.7	448	1,307
給食調理員	1,793	1.7	90	1,703
技能労務職員	8,935	8.7	5,446	3,489
教員・講師	32,430	31.4	12,992	19,438
その他	19,578	19.0	13,124	6,454
合 計	103,250	100.0	42,341	60,909

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

1-2 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	
一般事務職員	26,167	100.0	5,787	20,380	12,974	49.6	4,866	8,108	4,854	18.6	396	4,458	8,339	31.9	525	7,814	6,553
技術職員	2,759	100.0	1,543	1,216	1,848	67.0	1,175	673	375	13.6	172	203	536	19.4	196	340	457
医師	3,420	100.0	2,383	1,037	3,002	87.8	2,094	908	257	7.5	176	81	161	4.7	113	48	136
医療技術員	1,945	100.0	322	1,623	1,097	56.4	213	884	351	18.0	52	299	497	25.6	57	440	465
看護師等	4,468	100.0	206	4,262	1,854	41.5	117	1,737	1,032	23.1	9	1,023	1,582	35.4	80	1,502	1,378
保育士等	1,755	100.0	448	1,307	812	46.3	242	570	502	28.6	48	454	441	25.1	158	283	303
給食調理員	1,793	100.0	90	1,703	770	42.9	44	726	697	38.9	18	679	326	18.2	28	298	247
技能労務職員	8,935	100.0	5,446	3,489	5,761	64.5	4,202	1,559	1,969	22.0	687	1,282	1,205	13.5	557	648	994
教員・講師	32,430	100.0	12,992	19,438	14,101	43.5	5,250	8,851	848	2.6	289	559	17,481	53.9	7,453	10,028	16,178
その他	19,578	100.0	13,124	6,454	17,558	89.7	12,057	5,501	1,843	9.4	1,022	821	177	0.9	45	132	131
合 計	103,250	100.0	42,341	60,909	59,777	57.9	30,260	29,517	12,728	12.3	2,869	9,859	30,745	29.8	9,212	21,533	26,842

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

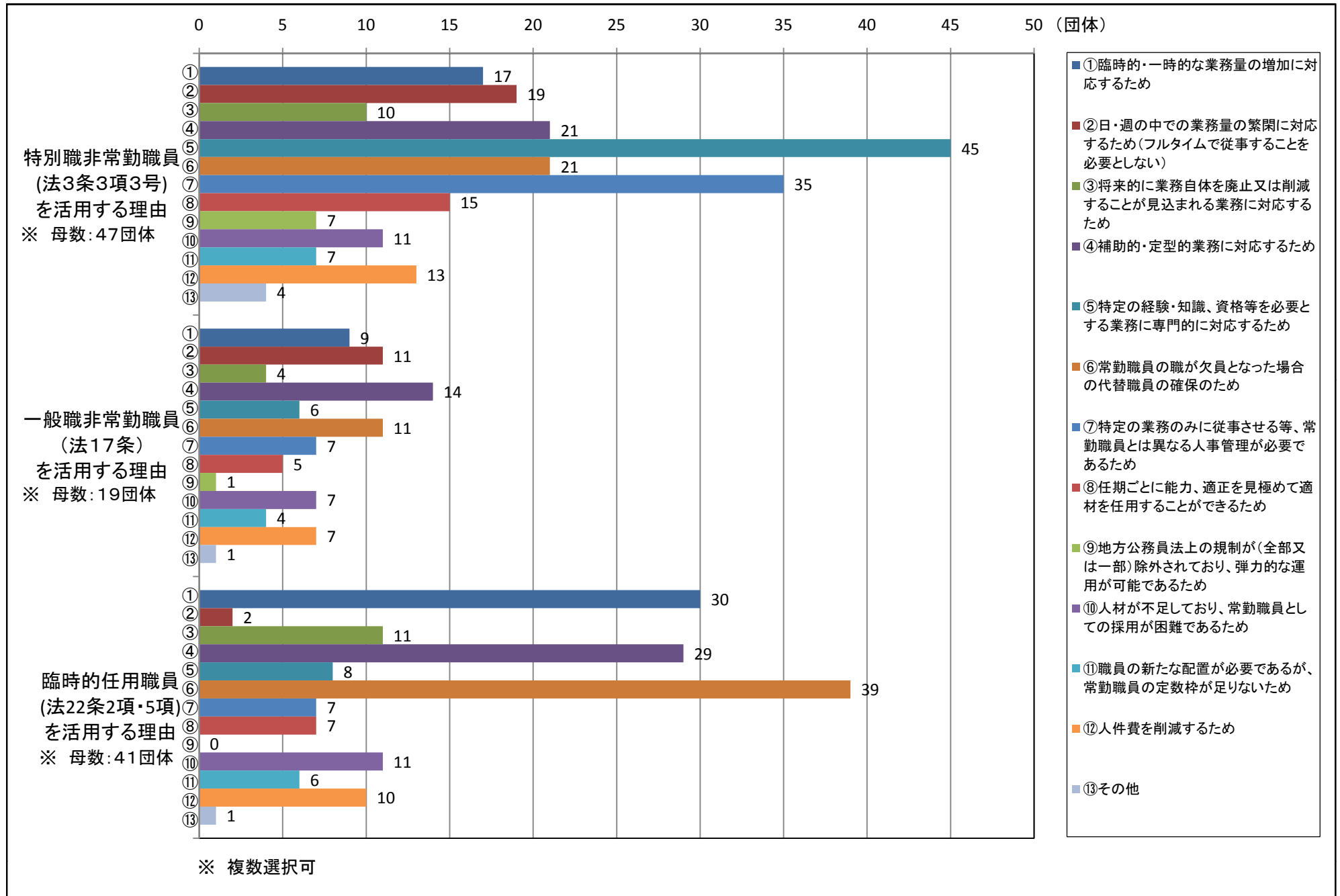
※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

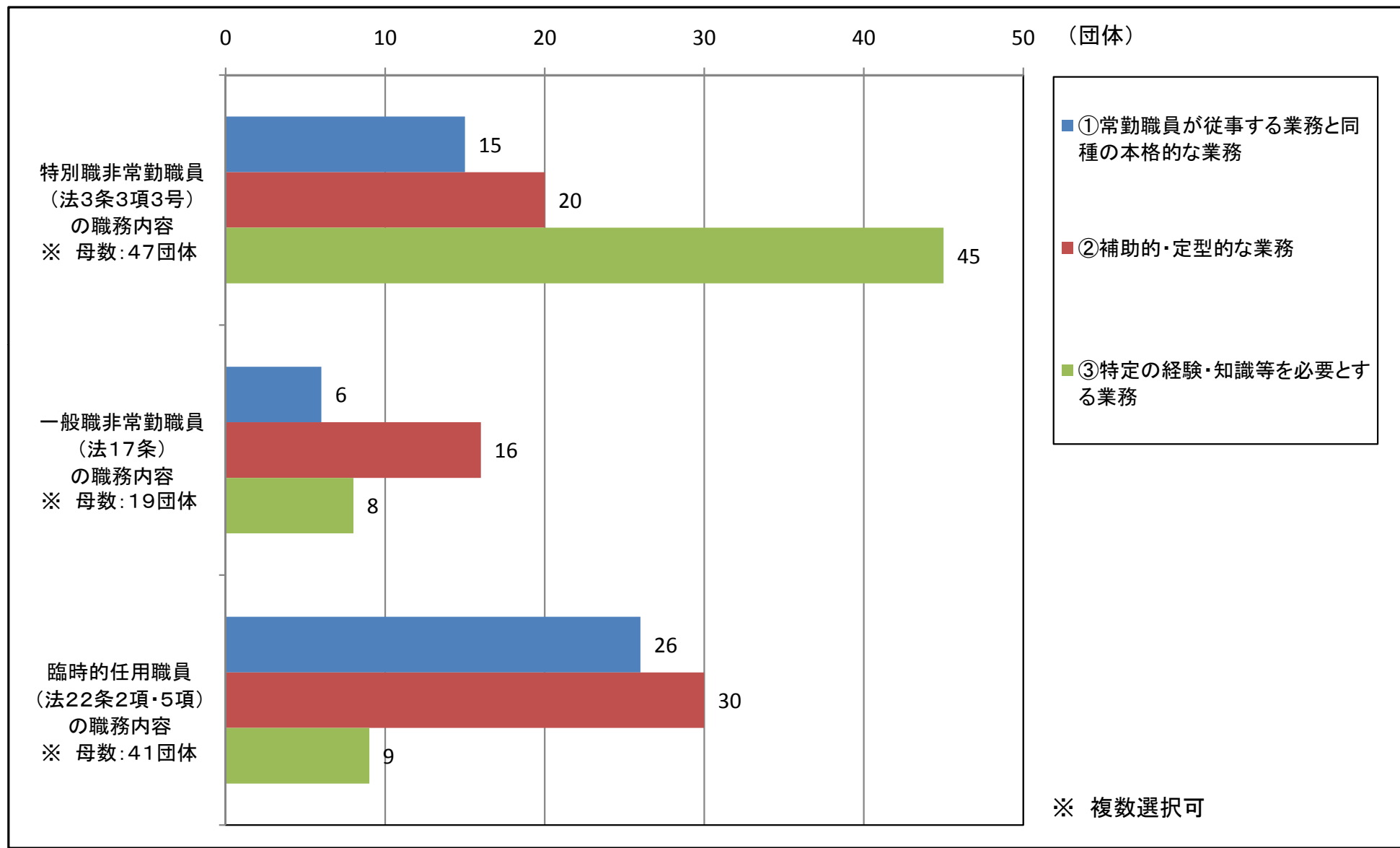
※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。

任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	47	100.0
法17条	19	40.4
法22条2項・5項	41	87.2

2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（都道府県）



3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（都道府県）



4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	29
	一般職非常勤職員	10.4	2	0	0	12
	臨時的任用職員	7.4	1	25	1	9
看護師	特別職非常勤職員	11.5	1	1	0	33
	一般職非常勤職員	10.5	1	2	0	12
	臨時的任用職員	7.7	0	23	0	9
保育士	特別職非常勤職員	11.8	0	1	0	24
	一般職非常勤職員	9.8	2	0	0	8
	臨時的任用職員	7.9	0	15	1	7
給食調理員	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	30
	一般職非常勤職員	10.5	1	2	0	12
	臨時的任用職員	8.0	0	14	1	7
清掃作業員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	6.0	0	2	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	34
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	3
	臨時的任用職員	9.0	0	2	0	2

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	再 度 任 用 の 状 況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									通算任用期間の上限							
		不可能 (団体 数)	可能 (団体 数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (回 数)	上限回数(団体数)					定めなし (団体 数)	上限あり (団体 数)	平均 (年数)	上限期間(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	0	30	17	13	3.5	0	5	1	6	1	16	14	4.1	2	0	4	1	6	1
	一般職非常勤職員	3	11	10	2	3.0	0	1	0	1	0	7	6	3.8	0	1	2	0	3	0
	臨時的任用職員	21	17	12	7	1.5	3	3	0	0	0	8	11	1.8	6	1	4	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	1	34	22	12	3.7	0	4	1	6	1	20	14	4.1	1	0	6	1	5	1
	一般職非常勤職員	1	14	14	0	0.0	0	0	0	0	0	11	3	3.2	0	1	1	0	1	0
	臨時的任用職員	12	21	17	7	1.3	5	2	0	0	0	11	12	1.8	7	1	3	1	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	25	17	8	2.9	1	3	0	4	0	16	9	3.7	1	0	4	0	4	0
	一般職非常勤職員	1	11	10	1	4.0	0	0	0	1	0	7	5	3.9	0	1	1	0	3	0
	臨時的任用職員	10	14	11	6	1.5	3	3	0	0	0	6	9	1.9	4	1	4	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	31	19	12	2.9	0	6	1	5	0	19	12	3.5	1	1	5	1	4	0
	一般職非常勤職員	1	14	11	3	3.0	0	1	0	1	0	10	5	3.5	0	1	2	0	2	0
	臨時的任用職員	9	14	13	3	1.5	1	1	0	0	0	10	7	1.7	4	1	2	0	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	一般職非常勤職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	1	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	1	1	2.0	0	1	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	35	25	10	4.0	0	2	1	6	1	23	12	5.6	0	1	2	1	5	3
	一般職非常勤職員	0	3	3	0	0.0	0	0	0	0	0	2	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	2	1	2	0	0.0	0	0	0	0	0	1	1	2.0	0	1	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（都道府県）

（単位：団体）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由					回答の母数	
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため		6 その他
事務補助職員	特別職非常勤職員	8	8	1	13	0	0	30
	一般職非常勤職員	4	1	0	5	0	0	10
	臨時的任用職員	5	1	0	7	0	3	16
看護師	特別職非常勤職員	4	21	2	7	0	0	34
	一般職非常勤職員	3	8	0	3	0	0	14
	臨時的任用職員	3	14	1	2	0	0	20
保育士	特別職非常勤職員	3	15	1	6	0	0	25
	一般職非常勤職員	3	5	0	3	0	0	11
	臨時的任用職員	2	5	2	4	0	1	14
給食調理員	特別職非常勤職員	5	7	6	12	0	0	30
	一般職非常勤職員	4	3	2	4	0	0	13
	臨時的任用職員	2	4	3	4	0	0	13
清掃作業員	特別職非常勤職員	1	0	0	0	0	0	1
	一般職非常勤職員	0	0	0	1	0	0	1
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	1	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	5	19	1	10	0	0	35
	一般職非常勤職員	0	1	0	2	0	0	3
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	1	1

※ 1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

5 代表的な職種別勤務時間の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	30.9	0	21	6
	一般職非常勤職員	32.5	0	9	3
	臨時的任用職員	39.5	0	1	37
看護師	特別職非常勤職員	30.9	1	22	7
	一般職非常勤職員	31.1	0	11	2
	臨時的任用職員	39.9	0	0	31
保育士	特別職非常勤職員	30.5	1	16	6
	一般職非常勤職員	32.2	0	7	2
	臨時的任用職員	39.9	0	0	23
給食調理員	特別職非常勤職員	31	0	20	6
	一般職非常勤職員	30.2	1	10	2
	臨時的任用職員	39.2	0	1	21
清掃作業員	特別職非常勤職員	20	1	0	0
	一般職非常勤職員	0	0	0	0
	臨時的任用職員	40	0	0	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.1	1	27	5
	一般職非常勤職員	27	0	3	0
	臨時的任用職員	40	0	0	3

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況（都道府県）

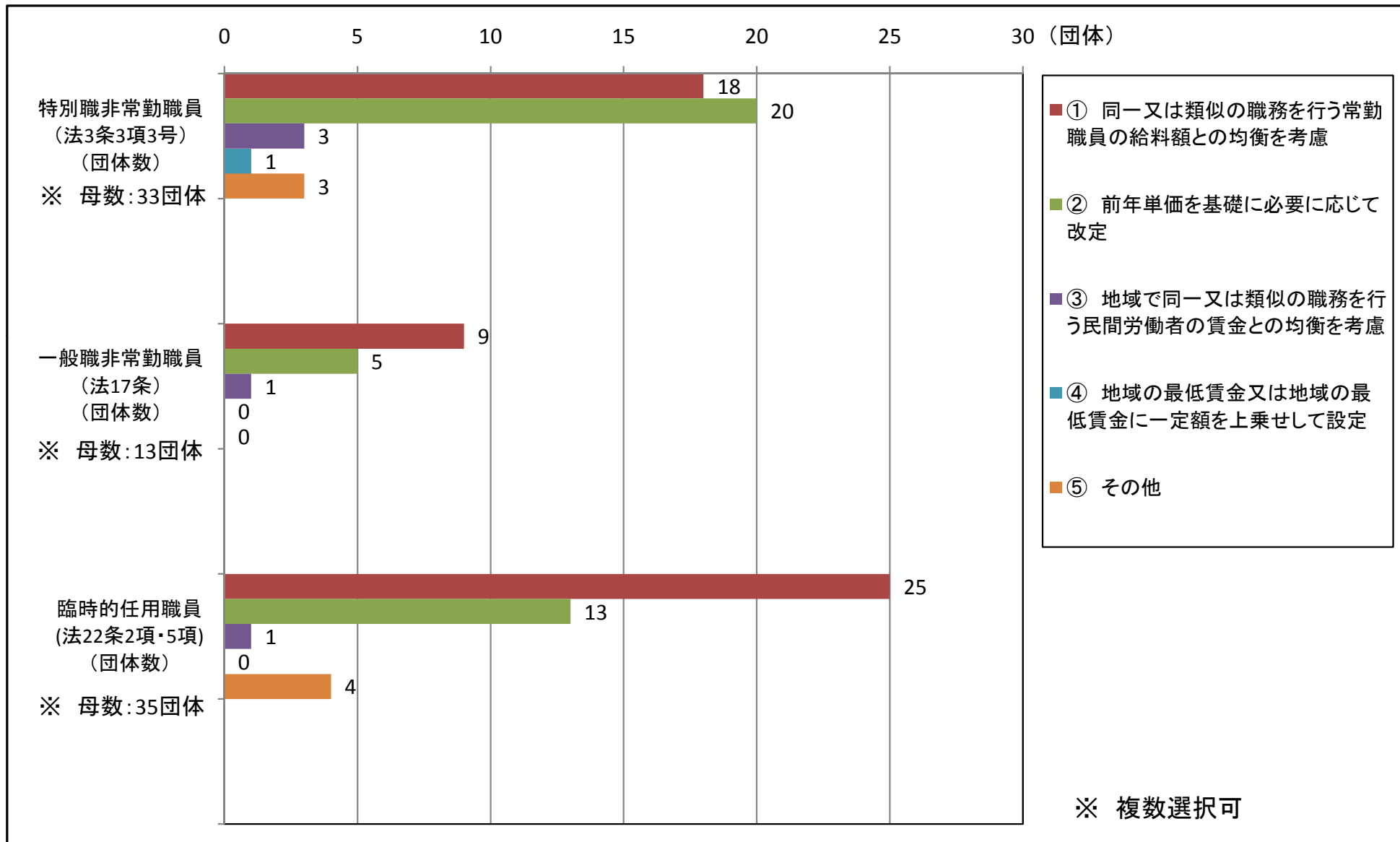
任用根拠	報酬及び費用弁償										給料 (常勤職員の場合) ※3	
	報酬の基本額 ※1 (1時間当たり換算額)					通勤費用 (費用弁償)		報酬の基本額以外の報酬 及び通勤費用・旅費 以外の費用弁償 ※2				
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)										
700円以内		700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以内	1,000円超	支給せず (団体数)	支給 (団体数)	支給せず (団体数)	支給 (団体数)	支給団体数	平均額(円)	
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,102	0	2	1	4	23	12	20	24	9	1	184,200
一般職非常勤職員 (法17条)	946	0	2	3	2	5	2	11	8	5	0	0
臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	815	0	8	5	1	1	6	13	10	8	21	140,239

※1 「報酬の基本額」とは、初任時に適用される報酬額です。

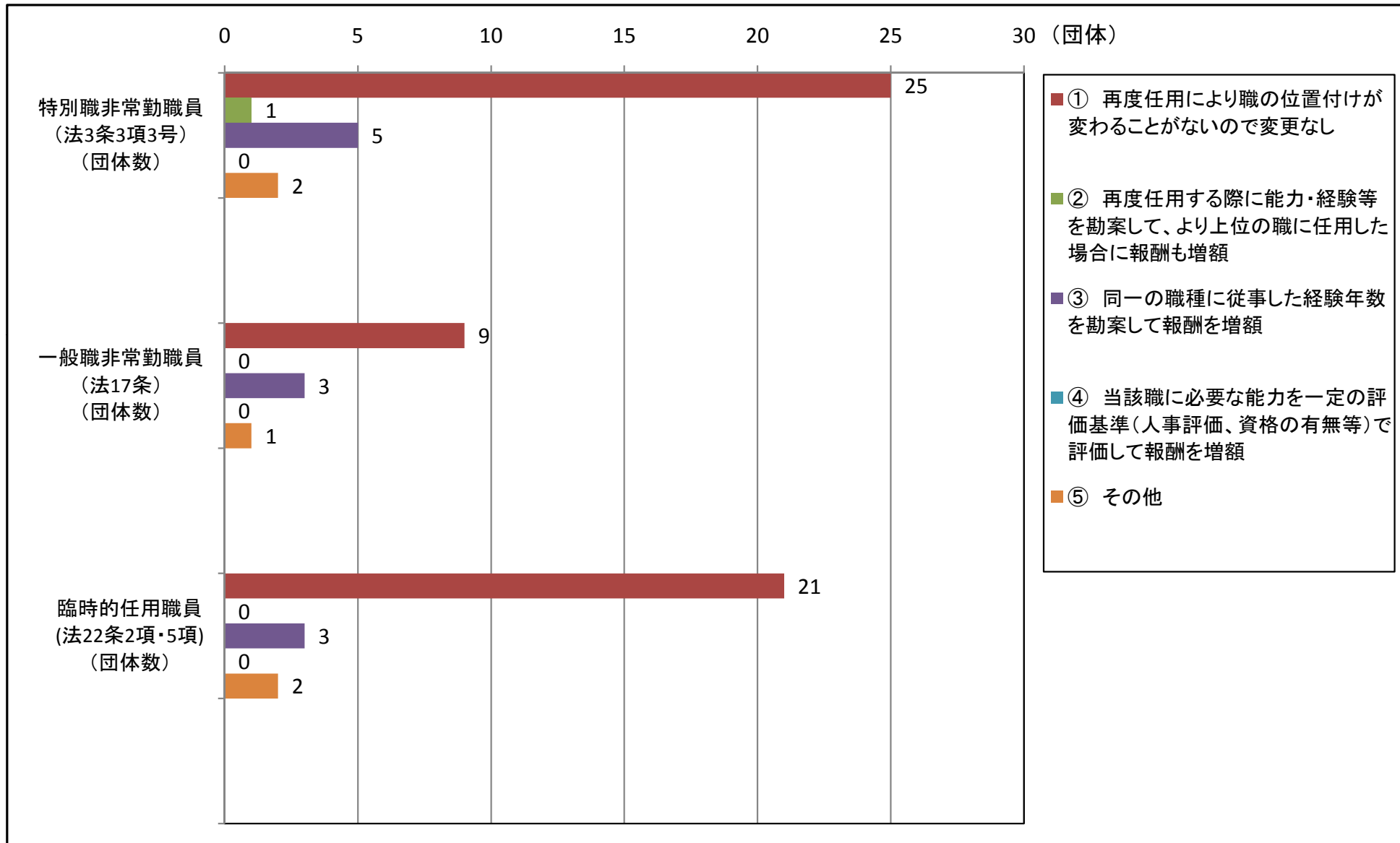
※2 「報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償」は、時間外勤務に対する追加報酬等です。

※3 「給料」は、法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項で任用された職員のうち、常勤（フルタイム）の者に対し、給料を支給している場合の、初任時に適用される給料額です。

6-2 報酬・給料の設定の考え方（都道府県）



6-3 再度任用時の報酬・給料等の考え方（都道府県）



6-4 事務補助職員の休暇の状況（都道府県）

（単位：団体）

任用根拠	休暇の状況（団体数）																									
	年次有給休暇		産前・産後休暇				育児時間				生理休暇				子の看護休暇				病気休暇				忌引休暇			
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給
特別職非常勤職員	0	34	8	27	1	26	9	26	1	25	7	27	3	25	23	12	0	12	21	13	7	8	16	18	17	2
一般職非常勤職員	1	13	3	11	1	10	3	11	2	9	3	11	5	6	8	6	2	4	7	7	5	4	4	10	10	0
臨時的任用職員	2	35	5	32	9	23	5	32	14	18	3	34	18	16	11	26	14	13	20	17	13	6	12	25	22	3

(別表1) 職種の分類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士 等
看護師等	保健師、看護師、助産師 等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舎指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員、学校調理員 等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手 等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)

未定稿

臨時・非常勤職員に関する調査結果について
(政令市分・暫定版)

平成20年4月1日現在

1-1 政令市の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	11,202	27.0	3,333	7,869
技術職員	894	2.2	741	153
医師	1,245	3.0	865	380
医療技術員	798	1.9	119	679
看護師等	1,340	3.2	13	1,327
保育士等	5,950	14.3	121	5,829
給食調理員	2,811	6.8	50	2,761
技能労務職員	5,448	13.1	4,496	952
教員・講師	3,459	8.3	1,046	2,413
その他	8,385	20.2	2,836	5,549
合 計	41,532	100.0	13,620	27,912

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、政令市の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

1-2 政令市の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	
一般事務職員	11,202	100.0	3,333	7,869	8,022	71.6	3,075	4,947	546	4.9	86	460	2,634	23.5	172	2,462	1,692
技術職員	894	100.0	741	153	847	94.7	724	123	16	1.8	7	9	31	3.5	10	21	21
医師	1,245	100.0	865	380	1,215	97.6	850	365	7	0.6	0	7	23	1.8	15	8	23
医療技術員	798	100.0	119	679	622	77.9	92	530	21	2.6	3	18	155	19.4	24	131	70
看護師等	1,340	100.0	13	1,327	1,007	75.1	6	1,001	21	1.6	1	20	312	23.3	6	306	66
保育士等	5,950	100.0	121	5,829	3,072	51.6	78	2,994	994	16.7	13	981	1,884	31.7	30	1,854	1,022
給食調理員	2,811	100.0	50	2,761	1,534	54.6	25	1,509	820	29.2	2	818	457	16.3	23	434	273
技能労務職員	5,448	100.0	4,496	952	4,708	86.4	3,974	734	162	3.0	134	28	578	10.6	388	190	493
教員・講師	3,459	100.0	1,046	2,413	1,503	43.5	402	1,101	29	0.8	5	24	1,927	55.7	639	1,288	1,587
その他	8,385	100.0	2,836	5,549	8,278	98.7	2,779	5,499	36	0.4	18	18	71	0.8	39	32	54
合 計	41,532	100.0	13,620	27,912	30,808	74.2	12,005	18,803	2,652	6.4	269	2,383	8,072	19.4	1,346	6,726	5,301

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

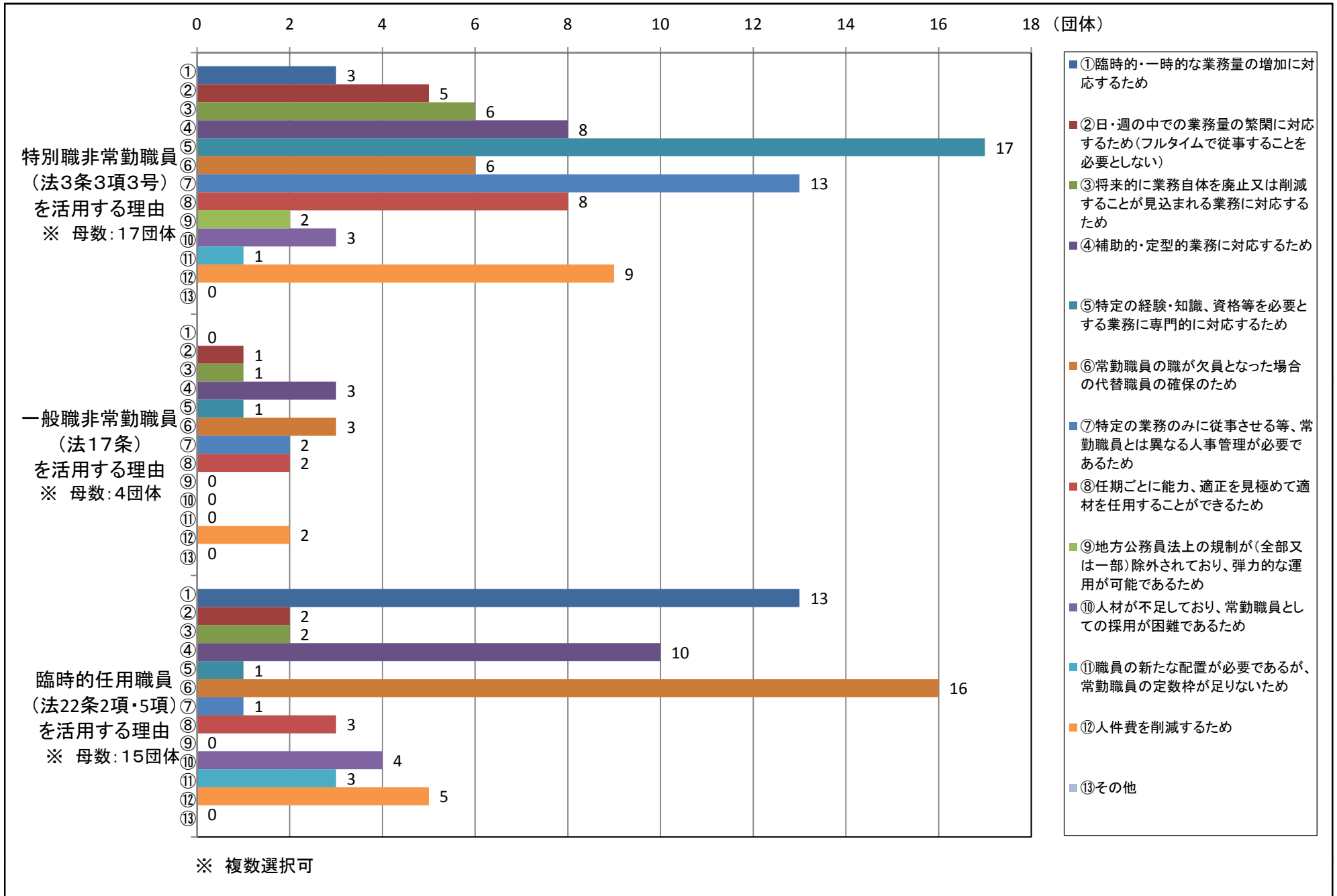
※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

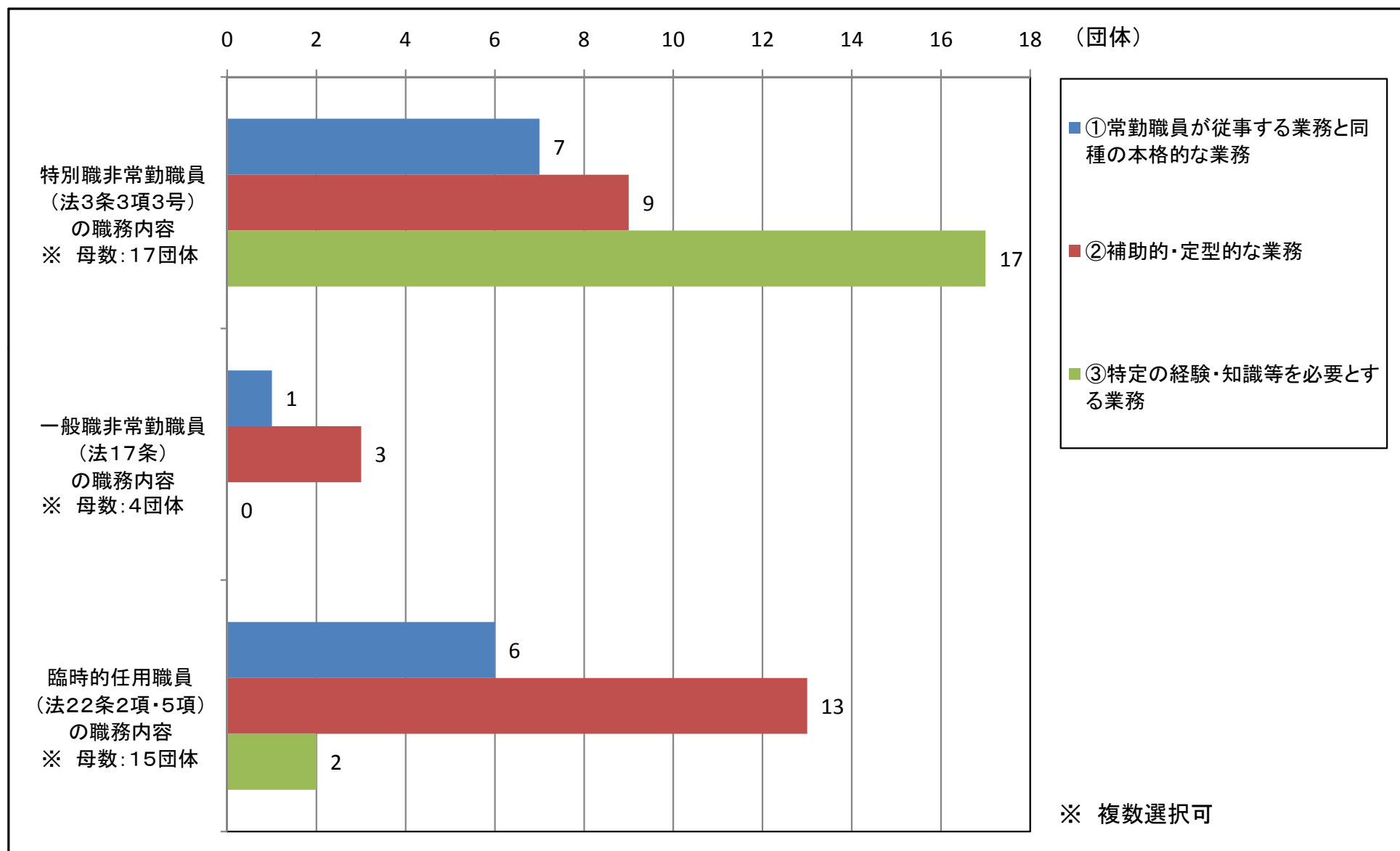
※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。

任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	17	100.0
法17条	4	23.5
法22条2項・5項	15	88.2

2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（政令市）



3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（政令市）



4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（政令市）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	12
	一般職非常勤職員	11.5	0	0	0	2
	臨時的任用職員	7.4	0	10	0	3
看護師	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	16
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	7.4	0	10	0	3
保育士	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	13
	一般職非常勤職員	11.5	0	0	0	2
	臨時的任用職員	7.4	0	10	0	3
給食調理員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	14
	一般職非常勤職員	9.0	0	1	0	2
	臨時的任用職員	7.5	0	9	0	3
清掃作業員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	10
	一般職非常勤職員	11.5	0	0	0	2
	臨時的任用職員	6.8	0	7	0	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	12
	一般職非常勤職員	0.0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	8.0	0	2	0	1

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（政令市）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	再 度 任 用 の 状 況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									通算任用期間の上限							
		不可能 (団体 数)	可能 (団体 数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (回 数)	上限回数(団体数)					定めなし (団体 数)	上限あり (団体 数)	平均 (年数)	上限期間(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	0	12	6	6	3.7	0	1	0	5	0	8	4	4.8	0	0	0	1	3	0
	一般職非常勤職員	0	2	0	2	1.5	1	1	0	0	0	0	2	2.5	0	1	1	0	0	0
	臨時的任用職員	4	9	5	5	1.0	5	0	0	0	0	4	7	1.6	5	0	2	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	0	16	8	8	3.7	0	1	0	6	0	10	6	4.8	0	0	0	1	4	0
	一般職非常勤職員	0	1	0	1	2.0	0	1	0	0	0	0	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	5	8	5	4	1.0	4	0	0	0	0	4	5	1.7	4	0	2	0	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	13	7	6	3.0	1	1	0	3	0	9	4	3.3	1	0	0	1	1	0
	一般職非常勤職員	0	2	0	2	2.0	0	2	0	0	0	0	2	3.0	0	0	2	0	0	0
	臨時的任用職員	3	10	6	5	1.0	5	0	0	0	0	5	5	1.7	4	0	2	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	14	9	5	3.3	0	2	0	4	0	11	3	4.7	0	0	0	1	2	0
	一般職非常勤職員	0	3	0	3	3.0	1	1	0	0	0	0	3	2.7	0	1	2	0	0	0
	臨時的任用職員	4	8	4	5	1.0	5	0	0	0	0	3	6	1.9	5	0	1	0	1	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	10	3	7	3.7	0	1	0	5	0	5	5	4.8	0	0	0	1	3	0
	一般職非常勤職員	0	2	0	2	1.5	1	1	0	0	0	0	2	2.5	0	1	1	0	0	0
	臨時的任用職員	2	6	4	3	1.0	3	0	0	0	0	3	3	1.8	3	0	2	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	12	7	5	3.6	0	1	0	4	0	9	3	4.7	0	0	0	1	2	0
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	1	2	2	1	1.0	1	0	0	0	0	1	1	2.0	1	0	1	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（政令市）

（単位：団体）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由					回答の母数	
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため		6 その他
事務補助職員	特別職非常勤職員	8	1	0	3	0	0	12
	一般職非常勤職員	1	0	0	1	0	0	2
	臨時的任用職員	4	0	0	6	0	0	10
看護師	特別職非常勤職員	7	8	1	1	0	0	17
	一般職非常勤職員	0	1	0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	4	2	1	3	0	0	10
保育士	特別職非常勤職員	6	5	0	1	0	0	12
	一般職非常勤職員	1	2	1	0	0	0	4
	臨時的任用職員	3	3	1	4	0	0	11
給食調理員	特別職非常勤職員	6	4	2	1	0	0	13
	一般職非常勤職員	2	0	1	0	0	1	4
	臨時的任用職員	4	1	2	2	0	0	9
清掃作業員	特別職非常勤職員	7	0	1	2	0	0	10
	一般職非常勤職員	1	0	2	0	0	0	3
	臨時的任用職員	2	0	2	3	0	0	7
消費生活相談員	特別職非常勤職員	6	4	0	2	0	0	12
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	2	1	0	0	0	0	3

※ 1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

5 代表的な職種別勤務時間の状況（政令市）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	30.4	0	9	3
	一般職非常勤職員	34.0	0	1	1
	臨時的任用職員	36.9	0	2	10
看護師	特別職非常勤職員	30.4	0	11	4
	一般職非常勤職員	29.0	0	1	0
	臨時的任用職員	36.6	1	1	11
保育士	特別職非常勤職員	29.1	0	10	2
	一般職非常勤職員	38.0	0	0	2
	臨時的任用職員	37.9	0	1	12
給食調理員	特別職非常勤職員	30.4	0	10	4
	一般職非常勤職員	31.3	0	2	1
	臨時的任用職員	36.8	0	1	11
清掃作業員	特別職非常勤職員	30.1	0	7	2
	一般職非常勤職員	40.0	0	0	1
	臨時的任用職員	35.3	0	2	5
消費生活相談員	特別職非常勤職員	28.9	0	10	1
	一般職非常勤職員	0.0	0	0	0
	臨時的任用職員	39.5	0	0	2

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況（政令市）

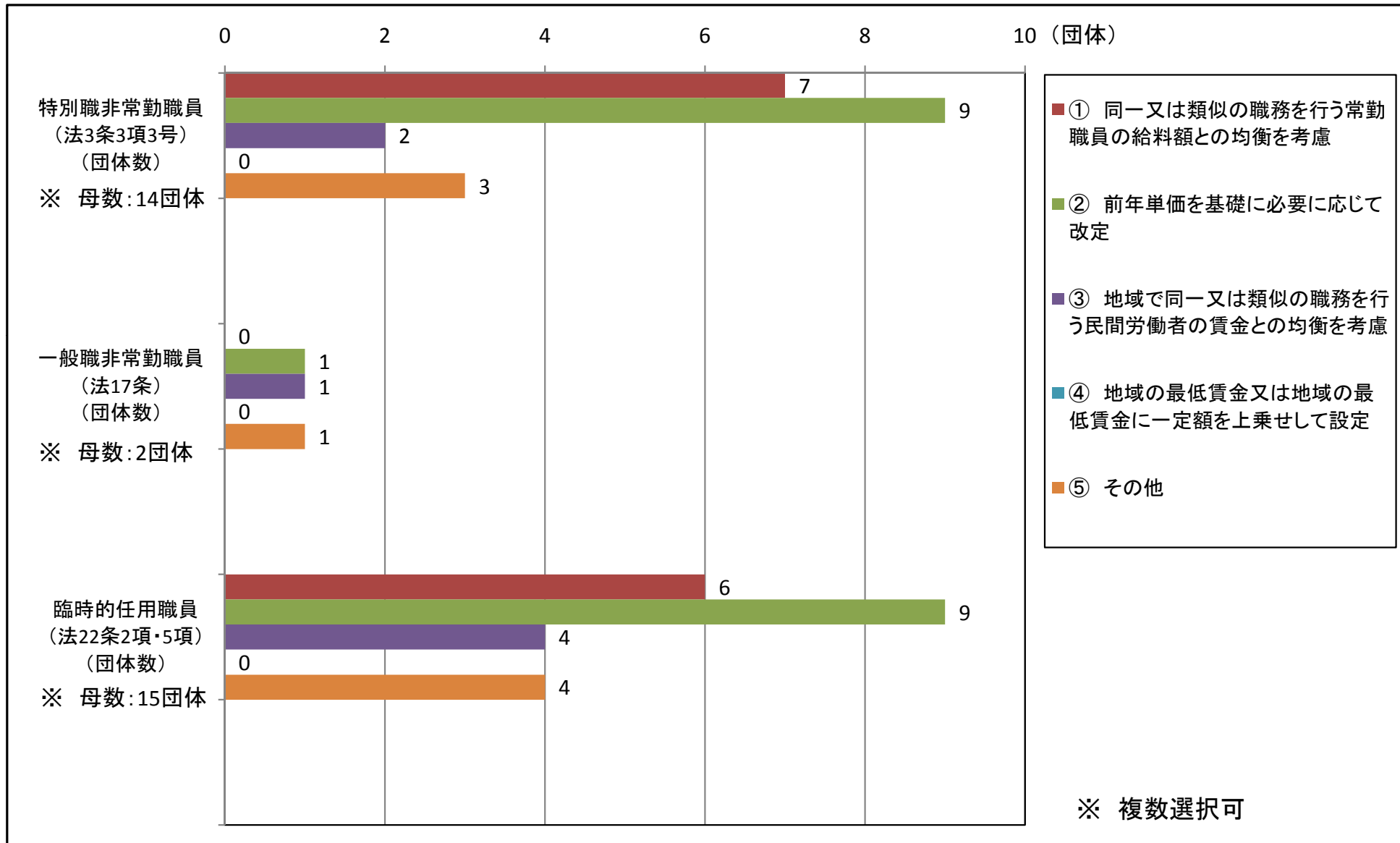
任用根拠	報酬及び費用弁償										給料 (常勤職員の場合) ※3	
	報酬の基本額 ※1 (1時間当たり換算額)					通勤費用 (費用弁償)		報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償 ※2				
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)						支給せず (団体数)	支給 (団体数)	支給せず (団体数)	支給 (団体数)	支給団体数
		700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以内	1,000円超						
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,259	0	0	2	0	11	1	12	10	3	2	146,150
一般職非常勤職員 (法17条)	841	0	0	2	0	0	0	2	1	1	2	163,450
臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	845	0	0	4	1	0	1	7	7	1	11	137,848

※1 「報酬の基本額」とは、初任時に適用される報酬額です。

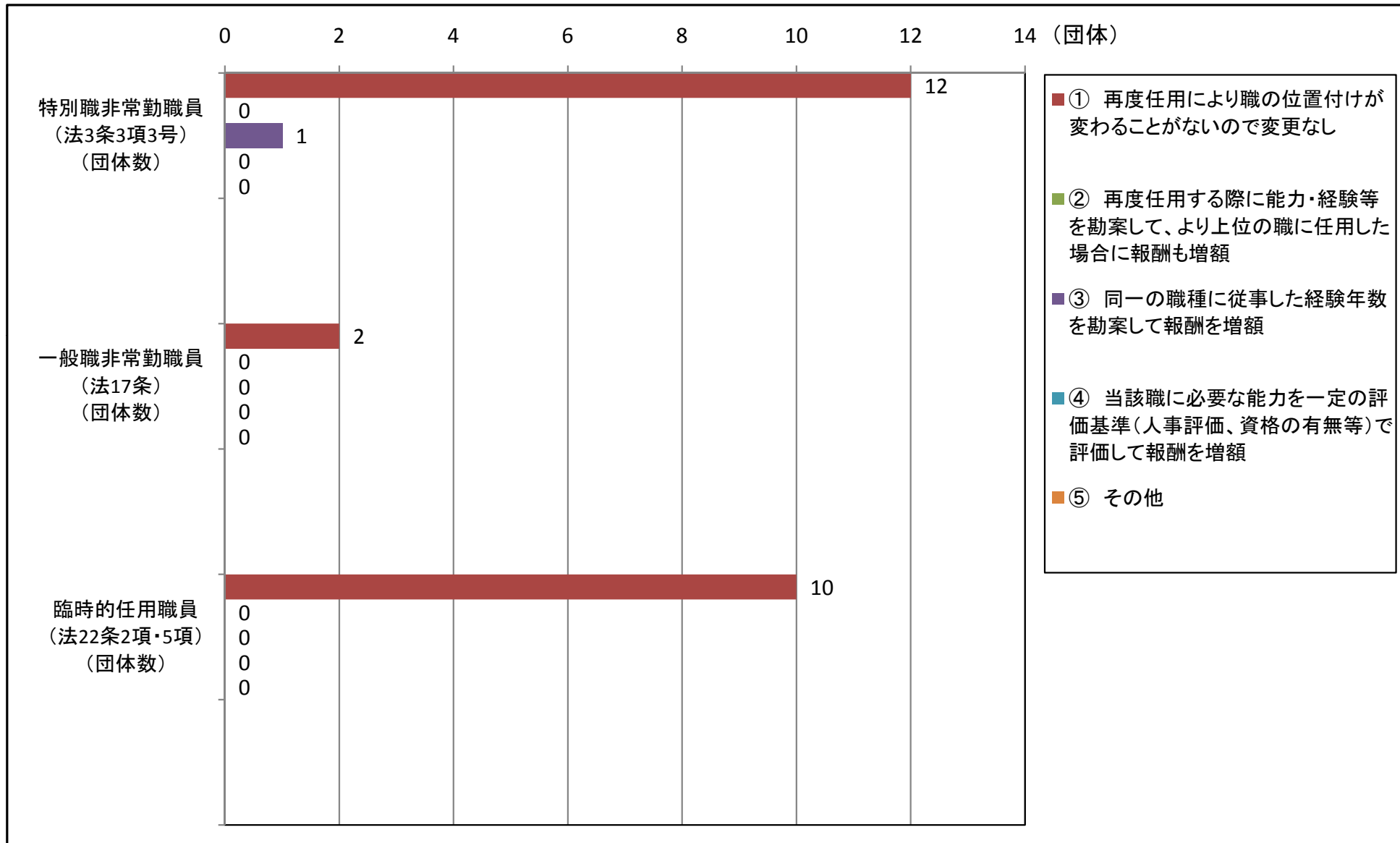
※2 「報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償」は、時間外勤務に対する追加報酬等です。

※3 「給料」は、法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項で任用された職員のうち、常勤（フルタイム）の者に対し、給料を支給している場合の、初任時に適用される給料額です。

6-2 報酬・給料の設定の考え方（政令市）



6-3 再度任用時の報酬・給料等の考え方（政令市）



6-4 事務補助職員の休暇の状況（政令市）

（単位：団体）

任用根拠	休暇の状況（団体数）																									
	年次有給休暇		産前・産後休暇				育児時間				生理休暇				子の看護休暇				病気休暇				忌引休暇			
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給
特別職非常勤職員	0	12	2	10	5	6	2	10	3	8	2	10	6	5	6	7	6	1	6	7	5	2	0	12	12	1
一般職非常勤職員	0	2	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	1	1	1	0	0	2	2	0
臨時的任用職員	0	13	3	10	1	10	4	10	2	8	4	9	3	7	9	5	1	4	12	2	0	2	8	6	5	1

(別表1) 職種の分類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士 等
看護師等	保健師、看護師、助産師 等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舎指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員、学校調理員 等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手 等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)

未定稿

臨時・非常勤職員に関する調査結果について
(市町村等分・暫定版)

平成20年4月1日現在

1-1 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	82,441	23.3	13,888	68,553
技術職員	3,735	1.1	2,233	1,502
医師	4,670	1.3	3,594	1,076
医療技術員	5,894	1.7	529	5,365
看護師等	17,669	5.0	288	17,381
保育士等	81,858	23.1	3,239	78,619
給食調理員	32,701	9.2	725	31,976
技能労務職員	39,635	11.2	21,675	17,960
教員・講師	21,438	6.0	3,930	17,508
その他	64,479	18.2	22,929	41,550
合 計	354,520	100.0	73,030	281,490

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団)の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」とおりです。

1-2 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	
一般事務職員	82,441	100.0	13,888	68,553	25,126	30.5	6,605	18,521	19,712	23.9	3,179	16,533	37,603	45.6	4,104	33,499	18,970
技術職員	3,735	100.0	2,233	1,502	1,678	44.9	1,213	465	849	22.7	464	385	1,208	32.3	556	652	716
医師	4,670	100.0	3,594	1,076	2,677	57.3	2,141	536	905	19.4	665	240	1,088	23.3	788	300	776
医療技術員	5,894	100.0	529	5,365	2,245	38.1	254	1,991	1,221	20.7	97	1,124	2,428	41.2	178	2,250	1,192
看護師等	17,669	100.0	288	17,381	3,779	21.4	55	3,724	4,882	27.6	61	4,821	9,008	51.0	172	8,836	4,426
保育士等	81,858	100.0	3,239	78,619	15,423	18.8	798	14,625	18,550	22.7	639	17,911	47,885	58.5	1,802	46,083	25,815
給食調理員	32,701	100.0	725	31,976	5,995	18.3	190	5,805	10,008	30.6	172	9,836	16,698	51.1	363	16,335	7,529
技能労務職員	39,635	100.0	21,675	17,960	10,394	26.2	6,717	3,677	10,496	26.5	5,809	4,687	18,745	47.3	9,149	9,596	9,916
教員・講師	21,438	100.0	3,930	17,508	6,985	32.6	1,885	5,100	4,603	21.5	807	3,796	9,850	45.9	1,238	8,612	4,492
その他	64,479	100.0	22,929	41,550	36,380	56.4	15,459	20,921	13,050	20.2	3,839	9,211	15,049	23.3	3,631	11,418	4,807
合 計	354,520	100.0	73,030	281,490	110,682	31.2	35,317	75,365	84,276	23.8	15,732	68,544	159,562	45.0	21,981	137,581	78,639

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

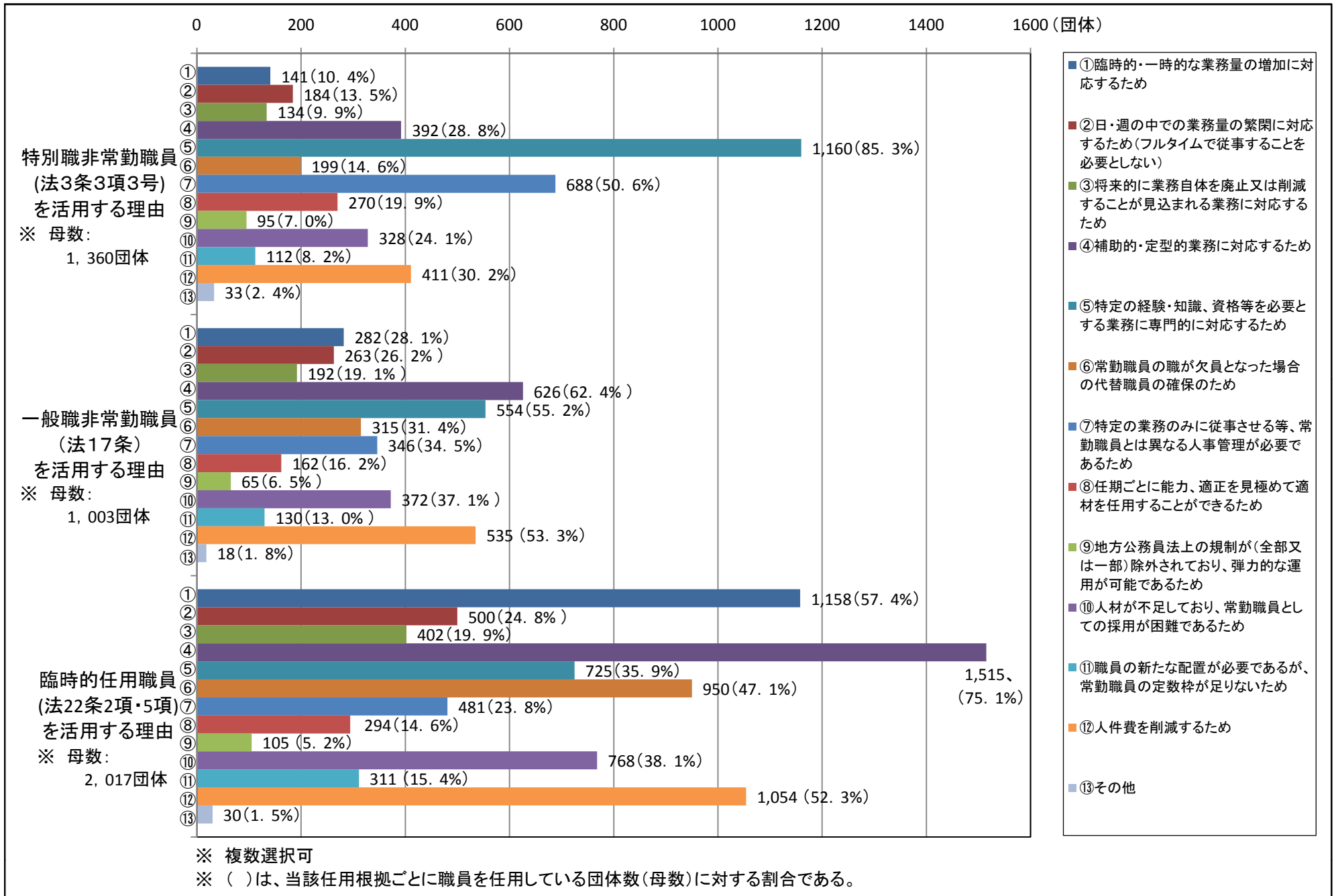
※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。(活用率は、臨時・非常勤職員を1人以上活用している団体数(2,735団体)に対する割合。)

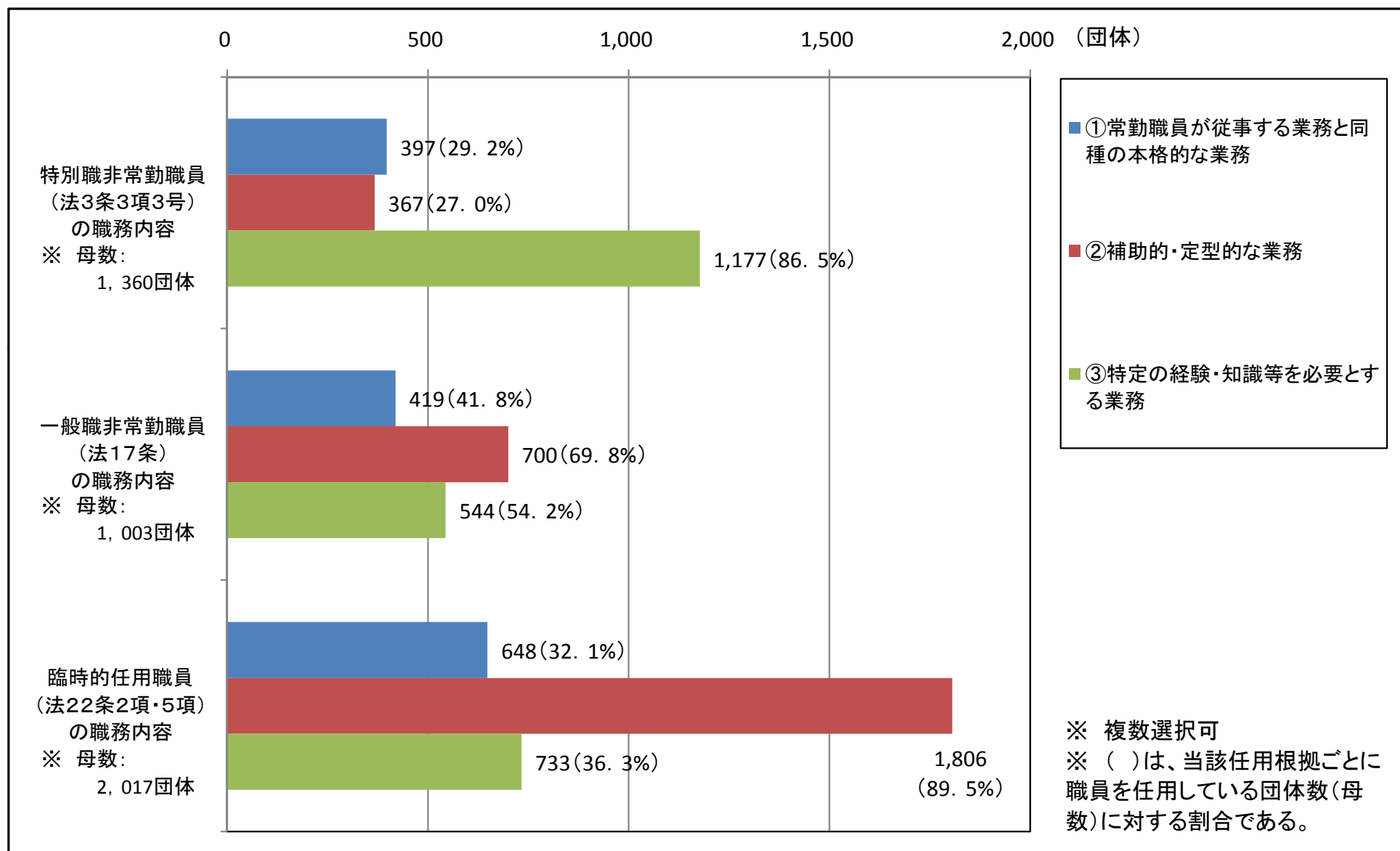
任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	1,360	49.7
法17条	1,003	36.7
法22条2項・5項	2,017	73.7

・平成20年4月1日現在の市町村等の団体数は、
3,644団体(市区789団体、町村1,010団体、一組1,845団体)である。

2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（市町村等）



3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（市町村等）



4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（市町村等）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.9	0	32	0	676
	一般職非常勤職員	10.6	18	171	1	612
	臨時的任用職員	6.8	67	1,479	4	199
看護師	特別職非常勤職員	11.3	0	17	0	323
	一般職非常勤職員	10.7	7	88	0	313
	臨時的任用職員	6.9	25	701	0	101
保育士	特別職非常勤職員	11.5	0	16	0	307
	一般職非常勤職員	10.2	7	113	2	366
	臨時的任用職員	7.0	27	1,025	1	138
給食調理員	特別職非常勤職員	11.7	0	17	0	276
	一般職非常勤職員	10.5	9	120	1	388
	臨時的任用職員	6.9	34	956	1	130
清掃作業員	特別職非常勤職員	11.8	0	9	0	158
	一般職非常勤職員	10.6	6	62	0	197
	臨時的任用職員	6.8	20	486	1	63
消費生活相談員	特別職非常勤職員	7.9	0	6	0	248
	一般職非常勤職員	11.0	1	14	0	83
	臨時的任用職員	4.3	3	66	0	14

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（市町村等）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	再 度 任 用 の 状 況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									通算任用期間の上限							
		不可能 (団体 数)	可能 (団体 数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (回 数)	上限回数(団体数)					定めなし (団体 数)	上限あり (団体 数)	平均 (年数)	上限期間(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	11	739	538	201	3.7	7	51	17	77	24	525	214	4.5	7	5	66	6	106	23
	一般職非常勤職員	21	787	587	200	3.3	25	51	25	50	31	554	233	3.9	19	14	81	7	81	23
	臨時的任用職員	416	1,360	1,021	382	2.3	236	43	21	20	22	962	447	2.1	192	60	104	5	39	9
看護師	特別職非常勤職員	8	352	264	88	4.4	1	20	6	32	12	237	115	5.0	4	1	34	2	55	19
	一般職非常勤職員	9	403	316	87	6.2	10	19	3	31	6	305	98	4.7	7	5	22	2	41	16
	臨時的任用職員	157	678	550	143	2.6	84	18	7	7	7	523	171	2.2	80	11	49	3	18	5
保育士	特別職非常勤職員	8	337	239	98	2.5	3	27	8	31	11	227	110	4.5	4	2	38	3	45	17
	一般職非常勤職員	10	482	384	98	4.1	13	26	5	30	9	363	119	4.3	9	6	33	3	51	14
	臨時的任用職員	248	964	757	242	2.5	151	25	7	10	15	725	267	2.5	111	19	71	2	31	13
給食調理員	特別職非常勤職員	3	306	221	85	4.2	4	17	6	35	9	211	95	4.5	5	2	25	4	44	14
	一般職非常勤職員	13	511	412	100	3.8	14	23	7	32	9	395	116	4.5	12	7	30	2	48	16
	臨時的任用職員	226	907	714	225	2.2	142	25	8	13	10	693	247	1.8	119	20	57	2	23	5
清掃作業員	特別職非常勤職員	4	176	126	50	4.0	2	12	4	21	5	117	59	4.6	2	2	17	3	27	8
	一般職非常勤職員	6	263	200	63	3.2	11	13	8	16	8	200	63	3.9	12	4	13	2	24	6
	臨時的任用職員	126	450	355	110	2.3	68	13	5	9	4	334	132	2.5	66	10	32	2	14	4
消費生活相談員	特別職非常勤職員	2	283	221	62	3.0	2	17	2	24	7	206	77	3.3	3	1	20	2	37	12
	一般職非常勤職員	0	94	66	28	2.4	4	5	1	8	3	63	31	4.2	3	0	6	0	13	8
	臨時的任用職員	19	60	45	17	1.8	9	3	1	1	0	39	22	1.2	12	3	3	0	4	1

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（市町村等）

（単位：団体、％）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由												回答の母数
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため		2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため		3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため		4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため		5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため		6 その他		
		団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	団体数	母数に対する割合	
事務補助職員	特別職非常勤職員	209	28.7	168	23.1	38	5.2	303	41.7	2	0.3	7	1.0	826
	一般職非常勤職員	249	32.2	66	8.5	24	3.1	409	52.8	6	0.8	20	2.6	871
	臨時的任用職員	415	30.7	35	2.6	36	2.7	779	57.6	22	1.6	65	4.8	1,447
看護師	特別職非常勤職員	54	15.6	259	74.6	5	1.4	27	7.8	0	0.0	2	0.6	446
	一般職非常勤職員	42	10.7	288	73.3	13	3.3	41	10.4	1	0.3	8	2.0	491
	臨時的任用職員	57	8.5	500	74.6	23	3.4	78	11.6	3	0.4	9	1.3	769
保育士	特別職非常勤職員	58	17.5	208	62.8	11	3.3	50	15.1	0	0.0	4	1.2	430
	一般職非常勤職員	58	12.3	314	66.4	15	3.2	72	15.2	3	0.6	11	2.3	571
	臨時的任用職員	99	10.3	639	66.8	44	4.6	151	15.8	2	0.2	22	2.3	1,055
給食調理員	特別職非常勤職員	74	24.8	86	28.9	30	10.1	104	34.9	0	0.0	4	1.3	397
	一般職非常勤職員	100	20.0	118	23.6	77	15.4	188	37.7	5	1.0	11	2.2	597
	臨時的任用職員	157	17.4	222	24.6	137	15.2	346	38.3	7	0.8	34	3.8	999
清掃作業員	特別職非常勤職員	48	27.7	24	13.9	26	15.0	70	40.5	1	0.6	4	2.3	271
	一般職非常勤職員	72	27.9	15	5.8	44	17.1	113	43.8	6	2.3	8	3.1	355
	臨時的任用職員	110	24.9	22	5.0	81	18.3	203	45.9	5	1.1	21	4.8	537
消費生活相談員	特別職非常勤職員	43	15.4	177	63.4	9	3.2	44	15.8	1	0.4	5	1.8	377
	一般職非常勤職員	16	17.6	48	52.7	3	3.3	21	23.1	1	1.1	2	2.2	189
	臨時的任用職員	8	14.0	24	42.1	3	5.3	17	29.8	2	3.5	3	5.3	152

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

5 代表的な職種別勤務時間の状況（市町村等）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	33.4	12	367	371
	一般職非常勤職員	34.4	11	333	482
	臨時的任用職員	37.3	32	282	1,582
看護師	特別職非常勤職員	34.1	8	148	188
	一般職非常勤職員	34.3	20	139	245
	臨時的任用職員	37.2	34	103	732
保育士	特別職非常勤職員	34.7	15	129	205
	一般職非常勤職員	35.6	20	151	337
	臨時的任用職員	38.7	23	89	1,179
給食調理員	特別職非常勤職員	34.5	3	127	177
	一般職非常勤職員	33.7	27	202	291
	臨時的任用職員	36.8	38	227	917
清掃作業員	特別職非常勤職員	33.0	6	67	93
	一般職非常勤職員	34.4	12	83	170
	臨時的任用職員	36.5	35	82	487
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.0	45	166	62
	一般職非常勤職員	34.4	5	49	31
	臨時的任用職員	36.1	2	13	50

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償等の状況（市町村等）

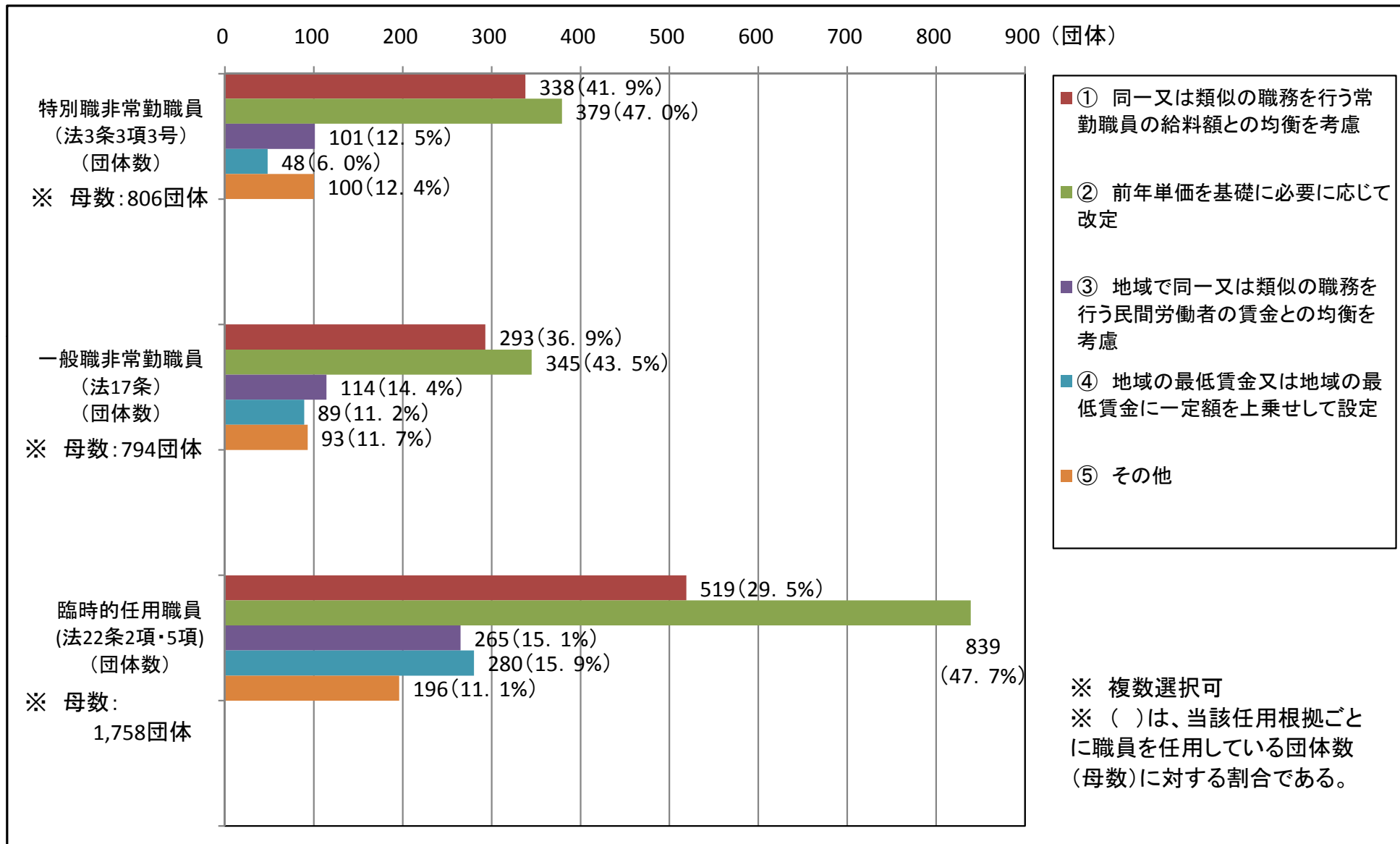
任用根拠	報酬及び費用弁償										給料 (常勤職員の場合) ※3	
	報酬の基本額 ※1 (1時間当たり換算額)						通勤費用 (費用弁償)		報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費 以外の費用弁償 ※2			
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)										
		700円以内	700円超 800円以内	800円超 900円以内	900円超 1,000円以内	1,000円超	支給せず (団体数)	支給 (団体数)	支給せず (団体数)	支給 (団体数)	支給団体数	平均額(円)
特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	1,168	19	54	108	96	423	354	434	562	208	110	161,534
一般職非常勤職員 (法17条)	950	33	175	159	68	165	293	449	483	244	181	149,995
臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	808	150	574	383	60	45	608	881	1,006	447	443	140,056

※1 「報酬の基本額」とは、初任時に適用される報酬額です。

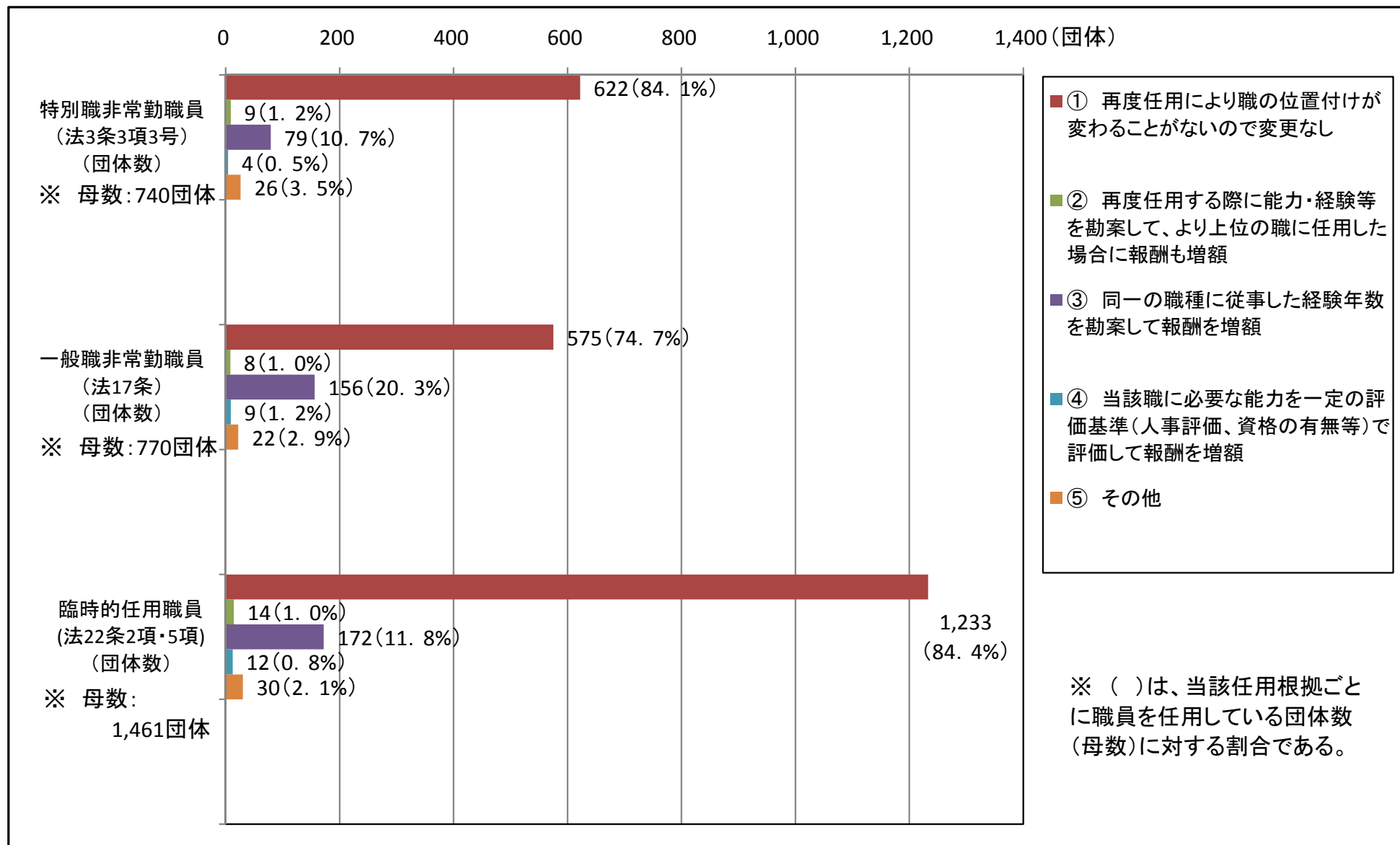
※2 「報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償」は、時間外勤務に対する追加報酬等です。

※3 「給料」は、法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項で任用された職員のうち、常勤（フルタイム）の者に対し、給料を支給している場合の、初任時に適用される給料額です。

6-2 報酬・給料の設定の考え方（市町村等）



6-3 再度任用時の報酬・給料等の考え方（市町村等）



6-4 事務補助職員の休暇の状況（市町村等）

（単位：団体）

任用根拠	休 暇 の 状 況 （ 団 体 数 ）																									
	年次有給休暇		産前・産後休暇				育児時間				生理休暇				子の看護休暇				病気休暇				忌引休暇			
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給
特別職非常勤職員	94	722	398	383	77	304	486	292	76	218	448	333	116	216	583	191	85	108	434	348	195	162	323	465	427	36
一般職非常勤職員	43	777	357	433	77	354	448	341	70	271	405	384	116	269	573	211	82	130	420	374	189	188	309	494	437	54
臨時的任用職員	161	1,638	1,138	551	78	474	1,265	427	91	342	1,153	545	193	358	1,427	262	88	181	1,291	407	170	249	1,067	647	551	96

(別表1) 職種の分類

分類	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士 等
看護師等	保健師、看護師、助産師 等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舎指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員、学校調理員 等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手 等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除いています。

(別表2) 代表的な職種の分類

職種	解説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)